

勝浦市都市計画提案の手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2から5までの規定による都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）の手續に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者等 法21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。
- (2) 周辺住民等 計画提案を行おうとする区域に隣接する建築物の所有者及びその居住者（当該建築物がない場合は、計画提案を行おうとする区域に隣接する土地の所有者及びその利用者）をいう。

(事前相談等)

第3条 計画提案を行おうとする者は、当該計画提案に係る都市計画の素案（以下「計画素案」という。）について、あらかじめ都市計画提案事前相談書（別記第1号様式）を市長に提出し、相談するものとする。

- 2 市長は、前項の相談書の提出があったときは、計画素案に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、計画素案について関係行政機関等と事前調整を行うものとする。
- 4 市長は、前項の事前調整を行う場合において必要と認めるときは、当該計画提案を行おうとする者の協力を求めることができる。
- 5 当該計画提案を行おうとする者は、計画素案について、土地所有者等及び周辺住民等に対する十分な説明を行い、これらの者の理解を得るよう努めなければならない。

(提出書類)

第4条 計画提案を行おうとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 提案書（別記第2号様式）
- (2) 全ての計画提案者の印鑑証明書
- (3) 計画概要書（別記第3号様式）
- (4) 土地所有者等一覧表（別記第4号様式）
- (5) 計画提案の対象となる全ての土地についての公図の写し及び登記事項証明書又は登記簿謄本
- (6) 同意者（別記第5号様式）
- (7) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類（法人登記簿謄本等）
- (8) 土地所有者等及び周辺住民等への説明等に関する調書（別記第6号様式）
- (9) 周辺環境への影響及び対策に関する調書（別記第7号様式）
- (10) その他計画提案の内容の説明に必要な資料

(計画提案に対する判断基準)

第5条 市長は、提出された計画提案について、法第21条の2第3項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項により総合的な評価を行うとともに、次条に規定する勝浦市都市計画提案検討委員会の

意見を聴いた上で、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断しなければならない。

(1) 法第13条に規定する都市計画基準その他都市計画に関して定められている法令の基準

(2) 都市計画運用指針（平成12年12月28日建設省都計発92号）

(3) 本市のまちづくりの方針に即していること。

(4) 計画提案を行おうとする区域の設定が適当であること。

(5) 土地所有者等及び周辺住民等への説明が十分に行われており、かつ、理解が得られていると認められること。

(6) 周辺環境に配慮されていること。

(7) 早期事業化の実現性

2 前項の判断を行う場合において必要であると認めるときは、関係機関等と調整を行い、計画提案者、土地所有者等及び周辺住民等に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

（勝浦市都市計画提案検討委員会の設置）

第6条 前条第1項の規定による判断に資するため、勝浦市都市計画提案検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討委員会の構成）

第7条 検討委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副市長の職にある者を、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（検討委員会の会議）

第8条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会の庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、都市建設課都市計画係において行う。

(計画提案の採用)

第10条 市長は、計画提案の内容の全部又は一部を採用すべきと判断したときは、法第21条の3の規定により都市計画の案（以下この条において「市案」という。）を作成し、都市計画の案の作成通知書（別記第8号様式）により計画提案者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた計画提案者は、市長が指定する日までに市案に対する自己の意見を書面により市長へ提出することができる。

3 市長は、作成した市案を勝浦市都市計画審議会条例（平成12年勝浦市条例第25号）第1条に規定する勝浦市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議するときは、計画素案及び前項の計画提案者からの意見書（同項の規定により意見書が提出された場合に限る。）を併せて審議会に提出しなければならない。

(計画提案の不採用)

第11条 市長は、計画提案の内容の全部を採用できないと判断するときは、都市計画提案の検討経過通知書（別記第9号様式）により当該計画提案者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた計画提案者は、市長が指定する日までに自己の意見を書面により市長へ提出することができる。

3 市長は、不採用と判断する計画提案について、計画素案及び前項の計画提案者意見書並びに市長の採用できないと判断する理由書を審議会に提出し、意見を聴かななければならない。

4 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案について採用しないことが適当でないと判断したときは、計画提案の採否について再度検討するものとする。

5 市長は、第3項の規定により審議会の意見を聴いた結果、都市計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、都市計画提案の不採用決定通知（別記第10号様式）により、当該計画提案者に通知しなければならない。

（計画提案等の公表）

第12条 市長は、計画提案があったときは、当該計画提案の概要、判断の結果その他必要と認める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表する。

2 前項の規定による公表があったときは、市民及び利害関係人は、公表された計画提案等について、市長が指定する日までに市に意見書を提出することができる。

（計画提案の取下げ）

第13条 計画提案者は、当該計画提案を取り下げようとするときは、計画提案取下書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日より施行する。

別表（第7条関係）

副市長	総務課長	企画課長	都市建設課長	農林水産課長
	消防防災課長	生活環境課長	観光商工課長	